

Enquiry and Communication

荻村 慎一郎

立教大学法学部では、1年次前期の導入ゼミにあたる科目として、「基礎文献講読」という演習形式の授業を提供している。この授業の主眼は、大学における学び方の基礎を新入生に身につけてもらうことにあるが、複数教員担当制と自動履修登録制を併用することで、少人数教育のもつ長所や利点を1年生のほぼ全員に体験してもらう機能をも担っている。

本稿は、そうした学部入門演習教育における図書館との共同授業の事例を紹介しながら、学修過程における情報の調査・受容・処理・発信に関する教育（以下情報教育と略す）の重要性について、一定のヴィジョンを示すことを目的とする。まず、(1) 授業における情報教育の意義づけの過程を論じ、あわせて(2) 図書館を活用したその動機づけに関する事例紹介を行う。さらに(3) 大学での情報教育と社会におけるその位置づけの変化について考察したのち、簡単な結論を述べる。

1. 授業におけるその意義づけ

授業の目標・制約との関係

知において方法と内容とは分かちがたく結びついている。授業において情報教育にもそれなりの比重がおかれるとすれば、授業で扱われる内容それ自体にも一定の配慮が要求される。基礎文献講読の授業目標は、大学での学び方の基礎を正しく修得することであり、これを法学や政治学の文脈に引きつけていえば、結局のところ、事物や人間に対して

距離をおいて見る態度を養うことを意味する（たとえば M.Weber のいう Distanz への習熟と Augenmaß の陶冶）。このような授業目標は、おのずと制約条件となる。さらに、対象が新入生ということで、専門知識はもちろん予備知識についても十分な備えがないことを想定する必要がある。以上の前提の事情から、執筆者の担当授業では、映像資料を用いた実践的な学びから入門教育を始めている。具体的には、本学卒業生である周防正行氏の痴漢冤罪事件を題材とした映画『それでもボクはやってない』を学習することを通して、法学と政治学の本質（の一側面）を学生自身に実体験として理解してもらうのである。

もっとも、映像資料の利用は、参加者全員の内容理解度を最低レベルではあるが揃えることができ、また学生の側も学習到達度の自己管理が容易にできるといふ長所がある反面、想像力の鍛錬や自己に固有の学習リズムの彫琢という、主として活字媒体との対話によって培われる能力の養成には向かない。このため、本演習では福澤諭吉や丸山眞男の文章を読む機会を別途設けている。加えて、自校出身の先輩が残した見事な成果を学ぶことは、そのまま、効果的な自校教育につながる。注意深くなされる教材の選定には、このような意味も持たせている。

授業の内容・過程との関係

本授業においては、情報教育を切り出してそれ自体を単体で行うのではなく、

専門教育の中に内在化させて、つまり内容の学びに方法の学びを組み込んで行う工夫をしている。たとえば、学生は映像教材の鑑賞によって、犯罪という社会現象や裁判制度の仕組みと機能に関して、大量の情報を受容する立場に置かれる。それらの情報を専門知の枠組みを用いて処理していくことを、教員の助力をえながら実地で訓練する。具体例をあげると、痴漢事件を主題とした映画の内容を正確に理解するために、処罰の根拠となる法令や処罰を科す際に国家機関に要請される諸手続に関して勉強する必要が生じる。これらについて、司法実務で実際に行われているプロセスを追体験するかたちで授業が進行する。また、映画の展開上、裁判所の判断の妥当性を観衆に問いかける場面があることから、類似の事例に関する判決を実際に読んで検討する段階も用意しておく。ここでも、第一審、控訴審、上告審という現実の裁判の進展に沿って、オリジナルの判決文を丁寧に読む。その際、細かな情報をいたずらに知識化することは求められていない。重要な情報とそうでないものとを主体的に選別し、整序の過程を経て着実に理解するという「方法」を体得すること、そしてそのためにも専門知の基本的理解が有益かつ効果的であることを実感してもらうこと、に主眼がおかれる。

映画を通して裁判を体験的に学ぶことは、法廷における議論の構造とその構成法を体得することを意味する。主張の根拠として証拠による証明が要求される法廷弁論に顕著な特質は、適切に探究され、吟味された事実に基づいて、その限りで正当化できる意見を、法的に意味のある争点形式に再構成して主張することにある。そして裁判的思考の特徴は、こうしてなされた主張を踏まえて、法規という明確な基準のもとで、必要な要素をあますことなく取り出し、これらを適

切な順序で綿密に検討したうえで、過誤のないように細心の注意を払いつつ、客観的かつ総合的な見地から主体的に判断を下すことである。こうして、学生は裁判それ自体の勉強を通して、誠実な議論の仕方と着実な判断の下し方を学ぶ。ここにいう、事実を適切に探究し、丹念に吟味する技法を仮に「事実探究法」と名づけるとすると、情報教育の主たる目的の一つは、この事実探究法の教育なのである。

2. 図書館におけるその動機づけ

職員と教員の連携

半期授業の前半を費やし、映像を通して法や法学の動態を学んできた参加者は、それぞれが調べてみたい疑問や相互に確認しておきたい意見を持っている。言いかえれば「問いを発する意思」を有している。それゆえ機が熟するのを待って、図書館が提供している「授業内情報検索講習会」を実施している。他方で、授業を設計する側には上述のように、適切に探究され、吟味された事実に基づいて、その限りで正当化できる意見を主張すること、つまりは議論法の基本を学生に正確に習得してもらいたい、という意図がある。図書館の充実した施設・機能を活用した授業内実習は、この議論法教育の前半にあたる事実探究法教育を支援するものとして位置づけられる。このため、図書館職員と担当教員の間で、当該授業回の目標・内容・進行に関して、前年度のフィードバックを盛り込んだ綿密な打ち合わせが行われる。そのうえで、両者が協力して教材作成等の準備作業が進められ、それぞれの職能を生かした共同授業が展開される。たとえば、それまでの授業で勉強した主題の一つを取り上げ、関連資料等の検索・収集・検討など事実探究法に関する

fact ベースの教育を図書館職員が担当・指導し、当該実習によって学生が入手した資料や情報について、教員がその内容評価に踏み込んだ opinion ベースの説明を適宜加える、という役割分担によって、事実／意見のディコトミを可視化する手法などを試みている。

この段階においては、参加者全員が映画の主題から、対象に実際に接し、事実を確かめることの大切さを理解しており、また大きな苦勞を伴いながらも判決文の原典と取り組んでいる。さらに、授業に触発されて裁判所を自主的に見学する学生も少なからず現れてくる。正しい事実探究法を習得するために、学生は真摯な姿勢で集中して図書館職員による講義に臨む。当然のことながら、二次的資料・手段のみに頼った思考や判断に潜む危険性をわざわざ指導する必要もなくなる。本事例からも明らかのように、一つの授業の中で方法教育と専門教育の有機的で効果的な融合を達成しようとすると、図書館職員と担当教員の意思疎通、共同作業、機能連携が極めて重要な意味を持つ。授業全体のプロセスの中でこうした役割を担っている図書館での実習は、もはや単なる「授業内情報検索講習会」ではない。学生という会衆に対して職員と教員とが共演して作品を提供する、文字通りの「セッション」であるといえよう。

古典的方法と現代的方法の連携

法学や政治学の学習においては、古典的な著作やオーソドックスな教科書に親しむことによって持続的思考力を鍛えることが重要であるが、同時に、商用データベースや高度に専門化した資料群を効果的に利用することも、早い段階で備えるべき非常に大切な能力となる。そこで、紙媒体と電子媒体のそれぞれの特性や長所を生かした事実探究法を習

得することが求められる。重要なのは、紙媒体と電子媒体の相互補完的な利用によって、おのおのがもつメリットを相乗的に生かすことを学生に知ってもらう点にあるが、この場合も、図書館職員の協力を得ながら、単なるデータベースの使い方の解説にとどまらず、内容に踏み込む形での実習を行っている。検索語の選択、資料の選別、引用文献・被引用文献の重要度の判定、収集対象の内容自体の検討など、単純な情報調査作業であっても、必ず、質的なレベルでの評価や吟味が伴う。そのため、さまざまな手段や媒体を用いて得られた調査結果の「質」を学生同士で実際に比較・検証してもらい、検索方法の選択の基準について、体験的に学ぶ機会を設けている。

なおこの点で、池袋図書館において図書と ICT 端末の同時利用がさらに便利になったことは、注目すべき変化であろう。現代においては、どちらか一方の単独での利用は、もはや意味をなさないと思われるからである。

以上に紹介したように、この授業における事実探究法教育としての情報教育は、情報リテラシー教育（俗にクリティカル・シンキングと呼ばれるものも含む）やディベート教育の重要部分をも対象としている。つまり、法学という学科の教育に関して、それに内在する伝統的方法論を徹底するだけで、高等教育において近時特に重要視されている諸課題に対応できていることになる。このように、本授業においては、法学の本格的な専門学習と教養学習を含めた学習全般に必要な方法学習とを、現代的な要請に応えるかたちで両立させることに意を用いている。

3. 社会におけるその位置づけ

その文脈的位置づけの変化

現代は社会と政治がそれぞれ多元化した組織社会である。そして立教生の大半にとって将来の活躍の場となる現代型組織においては、業務上の協力関係は権限ではなく情報に依っている。ある優れた社会思想家によれば、人は組織において「いかなる貢献と業績を期待されているか。何が責任か。自分が今行おうとしていることを、組織内の誰が知り、理解すれば、協力し合うことができるか。組織内の誰に、いかなる情報、知識、技術を求めればよいか。誰が自分の情報、知識、技術を求めているか。誰を支援すべきか。誰に支援を求めべきか。」これらを問うことが求められているという。

社会人として活躍するために必要な資質の一つが、「誰が、どのような情報を、いつ、どこで必要としているのか」という問いを発する意思」であるとするならば、この能力は、次の2つの部分に分けて考えることができるだろう。一つは、「問いを発する意思」を持つことができるか、ということであり、もう一つは、「誰が、どのような情報を、いつ、どこで必要としているのか」を感知することができるか、ということである。前者の養成つまり議論法教育に関しては元来、大学がもっとも得意とするところであり、本稿もこちらに重心をおいて論じてきた。後者の特質は、本来は意思疎通の相互強化という集団全体に求められる属性のことであるが、最近では「コミュニケーション能力」という個人属性として語られることも多い。この問題を大学における情報教育においてどのように捉えるべきか、について最後に簡単に触れることで、全体の結論としたい。

その機能的な位置づけの変化

2までで論じてきた事実探究に関する情報教育が議論法の一部を構成するに過ぎないのに対して、本項で考察しているのは、多元社会における組織の一員としての個人に必要なとされる情報教育である。事実探究法教育としての情報教育が、「情報の調査・受容・処理・発信」のうちの前半部分すなわち「情報の調査・受容・処理」に焦点を絞っているのに対して、社会や組織の一員を担う社会人養成教育としての情報教育においては、後半部分つまり「情報の受容・処理・発信」に力点がおかれるわけである。組織の内部で活動するに際しては、自分本位であるよりは、主体性を維持したうえでの協調性や共感・共助の精神が求められる。また、目的や課題に関する意識の共有も要求される。

関心の移動はアプローチの変化を伴う。このような組織活動という「場」を前提としたうえでの個々人の「情報の受容・処理・発信」を、その組織論的特質を考慮して「情報マネジメント」とよぶならば、学生自身がこうした情報のマネジメントを主体的に学ぶ「場」として、池袋図書館に設けられたグループ学習室やラーニング・スクウェアがふさわしいだろう。現に、これらの「場」が生き生きとした学生諸君で終日賑わっているのは、実に喜ばしいことであるように感じられる。さらに今後、こうした組織活動と個人に関する研究の発展と学生に対する教育の深化が、いっそう必要になるように思われる。なお、蛇足になるが、先ほど事例として紹介した図書館職員と担当教員による共同授業の過程も、こうした「情報マネジメント」の成果の例として位置づけることが可能であろう。

ところで、本稿で取り上げた「事実探究」は英語で enquiry にあたり、「情報

マネジメント」は communication にあたる。残念なことに、これらの表現に適切に対応する日本語は存在しない。「情報教育」「情報検索講習」「コミュニケーション能力」といった言葉遣いからは直ちには感じとれない「Enquiry and Communication」の奥ゆきと拡がりについて、本稿が読者の関心をいささかでも喚起できたとすれば、たいへん幸いである。

謝辞：周防正行氏と立教大学、特に法学部とのご縁については、日本証券経済研究所の萬澤陽子氏よりご教授いただいた。ここに記して深く感謝申し上げます。

おぎむら しんいちろう
(本学法学部助教)